

(目的)

第1条 この要綱は、豊能町商工会がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商工会ホームページ 豊能町商工会が管理するホームページのことをいう。

(2) バナー広告 商工会ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(広告の種類及び範囲)

第3条 商工会ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という）とし、次に掲げるものを除くものとする。

(1) 商工会ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの。

(2) 公序良俗・関係法規に違反するもの。

(3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの。

(4) 青少年の健全育成に反するもの。

(5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの。

(6) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるもの。

(7) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと商工会が認めるもの。

2 前項各号に規定する広告の範囲は、別に商工会ホームページバナー広告掲載基準に定める。

3 掲載は商工会の会員のみとし、会費の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は次のとおりとする。

サイズ	縦60ピクセル×横350ピクセル
画像形式	G I F（アニメ不可）・J P E G・P N G
データ容量	20KB以下

(広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は商工会が定める。

(掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という）は1ヶ月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は商工会が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という）の募集は、豊能町商工会ホームページ

シ等で募集するものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行なうものとする。
- 3 広告募集の際、前月10日までに申し込みを受付したものは、翌月1日または初めの業務日に掲載する。
- 4 商工会は公募を行なうにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をできるものとする。

（広告掲載の申し込み）

第8条 掲載希望者は、豊能町商工会ホームページバナー広告掲載申込書（第1号様式）とトップページの写しを添えて商工会が指定する期間内に申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第9条 商工会は第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 商工会は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について掲載希望者に、広告掲載決定通知により通知する。

（広告掲載内容の承諾）

第10条 前条の規定により広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という）は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書（第4号様式）を商工会に提出する。

（広告原稿の作成及び提出）

第11条 広告主は、広告原稿を商工会が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載料）

第12条 広告掲載料については、無料とするが、類似広告の市場価格等を勘案し、将来発生する可能性がある。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第13条 広告の内容及びデザインについては、商工会及び商工会ホームページの信用性等を損なうことのないようにするとともに、広告主と商工会が必ず協議することとする。

- 2 デザイン等広告表現に関する基準は、商工会が別に定める。

（広告内容等の変更）

第14条 商工会は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがある、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取り消し）

第15条 商工会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行なわないとき
- (2) 前2号に掲げるもののほか、商工会ホームページへの広告の掲載が適切でないと商工会が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、商工会ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面（第5号様式）により商工会に申し出なければならない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、商工会に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先)

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更1週間前までに商工会に連絡するものとする。

(疑義等の決定)

第19条 この要綱に疑義があるとき、又はこの要綱に定めない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成26年1月4日から施行する。